

台東区景観計画 の策定にあたって



台東区は、東西に位置する上野台地と隅田川からなる自然景観に加え、歴史の中で育まれた名所や、職住近接の庶民的なまちが形成する下町らしい都市景観を有しており、多様な景観資源が集積しております。

これらの景観は、自然環境や地形と、人々の生活や活動が融合する事で形作られてきた地域文化の表れであります。

区は、これまでも、この景観を守り育てていくため、「景観まちづくり条例」に基づき独自の施策を推進してまいりましたが、より景観誘導を円滑に進めていくため、平成23年8月に景観行政団体へ移行し、法に基づく景観行政の担い手となりました。

そして、法に基づく景観形成の取組みの第一歩として、より魅力ある台東区の景観形成のための基本的考え方、取り組むべき具体的方策を明確にし、良好な景観の形成に関して規定した「台東区景観計画」を策定しました。

本計画の策定にあたりましては、「台東区景観審議会」の専門部会として公募区民と学識経験者の方々からなる「台東区景観計画策定検討委員会」を設置し、専門的な見地や区民の目線などから活発にご議論を重ねていただきました。

また、本計画（素案）および（案）に対して実施させていただいた意見公募では、多くの方々から様々なご意見をいただきました。ここであらためて、景観計画策定にご尽力をいただいた策定検討委員会の委員の方々や、貴重なご意見をお寄せくださった多くの皆様のご協力に、心よりお礼申し上げます。

景観の保全と創出は、区民の大切な思い出を守るとともに、思い出を生み出すことにつながるものであることから、景観施策の目標像を

「思い出を守り、思い出を生み出す」

- ～台東区の優れた景観を守ります～
- ～台東区らしい新たな景観を創出します～
- ～新旧調和のとれた景観を育みます～

と決めました。

今後は、本計画に基づき、区民の皆様がいつまでも愛着と誇りを持ち続けられる「わがまち台東区」の景観づくりに努めてまいりますので、区民や事業者の皆様のこれまで以上のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成23年12月

台東区長 吉住 弘

目 次

第 1 部

はじめに

1. 台東区が目指す景観とは 2
2. 台東区景観計画の背景と主旨 3
3. 台東区景観計画の構成 4

第 1 章 台東区の景観特性

1. 台東区の景観構造 5
2. 台東区のまち並みの現状 21
3. 景観特性による分類 25

第 2 章 景観形成の考え方

1. 従来の景観まちづくり条例（自主条例）の実績と評価 45
2. 目標像 47
3. 景観形成の基本理念及び基本方針 48

第 3 章 景観施策の展開

1. 台東区全体を対象とした景観誘導 57
2. 台東区の個性をきわだてる景観形成 60
3. 公共施設整備と連携した景観形成 67
4. 景観施策推進の体制 67
5. 住民発意の取り組み支援【支援制度の継承・拡充・強化】 68
6. 区民・事業者と区との協働による景観づくり 70

第 2 部

序 章 これまでの施策をふまえた新たな景観計画の必要性

1. 台東区が新たに景観計画を策定する目的

第 1 章 景観誘導の仕組み

1. 建築物等の景観形成方策
2. 景観形成の方針と基準【行為の制限】

第 2 章 景観資源の保全・活用の仕組みづくり

1. 景観形成資源・地域風情資源の指定による景観資源の保全活用【景観条例】
2. 景観重要建造物の指定方針【法第 8 条第 2 項第 3 号】
3. 景観重要樹木の指定方針【法第 8 条第 2 項第 3 号】
4. 景観資源を生かした景観形成の推進

第 3 章 公共空間からの景観づくり

1. 景観重要公共施設制度の活用
2. 公共施設の景観づくり

第 4 章 景観協定の仕組みづくり

1. 景観条例による景観まちづくり協定の認定
2. 景観法による景観協定の締結等【法第 8 1 条】

第 5 章 景観形成の推進方策

1. 景観施策推進の体制
2. 関係機関等との連携体制
3. 景観づくり意識向上に向けた取り組み